株式会社 常陽銀行

インボイス制度への対応について

<「JWEBOFFICE 外為版手数料お引落しのお知らせ」(適格請求書)の郵送開始>

2023 年 10 月 1 日より、消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入される予定です。

JWEBOFFICE【外為版】の月間基本料(初回の月間基本料と合わせて引落しする契約料も含みます)は、「JWEBOFFICE【外為版】利用規定」第1条第5項(利用料金)の定めに基づき、ご利用月の翌月15日(休日の場合は翌営業日)にご指定の口座からお引落しいたしております。

インボイス制度導入後、月間基本料にかかる消費税について仕入税額控除の適用を受けるためには、課税事業者(当行)の発行する「適格請求書(インボイス)」を保存いただく必要がございます。これに伴い、当行は適格請求書としてご利用いただける「JWEBOFFICE 外為版手数料お引落しのお知らせ」を郵送させていただくことといたしましたので、下記の通りご案内申し上げます。

記

- 1. 「JWEBOFFICE 外為版手数料お引落しのお知らせ」(適格請求書)について 2023 年 10 月 16 日の自動引落し分(9 月利用分)以降、毎月 15 日(休日の場合は翌営業日) に自動引落しとなった月間基本料について、引落日の翌々営業日に「手数料お引落しのお知らせ」(別 紙見本参照)をお客さまの銀行登録住所あて圧着ハガキにて郵送いたします(注)。本お知らせは適格 請求書としての要件を備えていますので、大切に保存してください。
 - (注) 残高不足等により自動引落しができなかった場合は取引店が個別に引落し手続きを行います。この場合、「手数料お引落しのお知らせ」は郵送されませんので、個別引落し後に取引店から交付を受けてください。
- 2. 当行の適格事業者登録番号

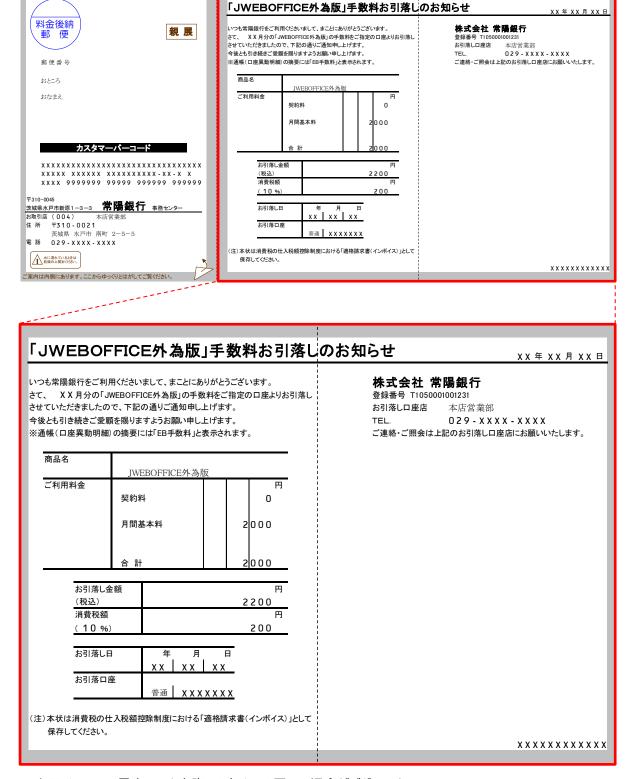
当行の適格事業者登録番号は以下のとおりです(「手数料お引落しのお知らせ」に記載します)。 株式会社常陽銀行 登録番号:T1050001001231

3. ご参考

外国送金手数料等の外国為替関連手数料は消費税非課税の手数料であるため、インボイス制度の対象外となります(外国為替関連手数料は「手数料お引落しのお知らせ」には記載されません。別途WEBにて交付する計算書にてご確認ください)。

以上

「JWEBOFFICE 外為版手数料お引落しのお知らせ」(適格請求書) 見本



※上記イメージは見本につき実際のお知らせと異なる場合がございます。